

平成16年度 生ごみ処理容器販売登録店 一覧表

(平成16年5月1日現在)

会社名	所在地	コンポスト	ボカシ	電気式
ベスト電器笠岡店	富岡114-4			○
(株)ユーホー笠岡店	富岡146	○	○	○
(株)櫛田農機商会	二番町2-5	○		○
藤本配線設備有限会社	三番町3-22			○
三宅電器商会	三番町7-21			○
株式会社中電工笠岡営業所	四番町2-3			○
コーズトーヨー住器株式会社	七番町1-75			○
デオデオ笠岡店	笠岡106-13			○
住まいのネット笠岡住吉店	笠岡2418			○
蔵本電気商会	中央町16-7			○
住まいのネット笠岡インター店	笠岡4110-9			○
ホリディ株式会社	笠岡5611	○	○	○
倉敷かさや農業協同組合	笠岡5920	○		○
リッチライフしあわせ	美の浜30-24			○
フジイ電器サービス	生江浜1148-1			○
アリオカ電器	大島中6137			○
イトウストレリチア・ガルデン	カブト南町113		○	

生ごみの減量を図るために、今年度も生ごみ処理容器の設置に対して、補助金を交付します。

生ごみ処理容器設置補助金制度

コンポスト式生ごみ処理容器の補助基数の見直し

平成十六年度から、コンポスト式生ごみ処理容器の耐用年数を考慮して、補助基数の見直しを行つこととしました。

これは、平成三～五年にコンポスト式生ごみ処理容器を購入している使用者で、コンポスト式生ごみ処理容器が破損している場合のみを対象に、

補助制限内（コンポスト式は一世帯につき二基まで）で補助金を交付するものです。例えば：○平成三年に一基購入した後、一基が破損した場合↓もう一基を購入の際に補助金を交付

近年、夜間の花火による騒音の苦情が多く寄せられるようになります。このため、笠岡市では四月一日施行の「笠岡市夜間花火規制条例」を制定しました。この条例は、公共の場所での夜間の花火を規制することにより、市民の皆さん的生活環境を保全することを目的とされています。

やめよう！迷惑花火

笠岡市夜間花火規制条例の制定について

（午後10時から日の出まで）に花火をしてはいけません。

○公共の場所

道路、公園、広場、河川、海岸など

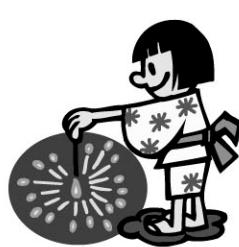
○禁止区域の指定

特に夜間の花火が、市民の生活環境に支障をきたす場合、区域を指定して罰則規定を適用します。

○勧告及び命令・罰則

禁止区域で夜間に花火をした人には、花火の中止を勧告・命令します。勧告・命令に従わなかつた人は、十萬円以下の罰金に処せられます。

午後十時以降は、花火や騒がしい行為はやめて、ルールとモラルを守つて、夏の風物詩の花火を楽しみましょう。



問合せは

環境課

公共の場所において、夜間

○夜間花火の規制

6月1日から罰則規定が施行になりました！

禁煙区域で、花火の中止勧告・命令に従わなかつた人は、十万円以下の罰金に処せられます。

※購入時には、「免許証」や「保険証」など市民と認識できるものと「印かん」をご持参ください。

※この補助金は、当年度の予算内で対応するため予算がなくなり次第、終了させていただきます。

ます。

条例の概要